

## 70 三位法眼考

石原 力

三位法眼さんみほうげんとは五位に準ずる法眼の僧位をもち、三位の位階を授けられた者である。八八四年法眼を僧都位准正三位としたが、一二八五年には法印・僧都は四位殿上人、法眼・律師は五位に準じた。鎌倉時代以後、法印・法眼・法橋の僧位が医師にも授けられたことは周知の所である。

現在『三位法眼家伝秘方』及びこれに類する写本がかなり存在する。杏雨書屋本『三位法眼家伝秘方百二十種』に「此秘伝書他見ヲ赦サズト雖、紫野なからい（半井明親あきちかの墓のある大徳寺）ヨリ調法ヲ以テ借出、日数ノ儀ニテ之ヲ写ス：（一五二二年）宗隆」の奥書があるので、成立時期はこれ以前となる。京大富士川本『三位法眼家伝秘方百廿種抜書』のみ「三位法眼敬白」の語があり、法眼自身の著述を思わせる。

私の調査では三位法眼を号した者に、①大中臣教仙、②允能いんのち（坂胤能）、③半井氏、④槽尾久牧すずおがいるが、この中で『家伝秘方』の三位法眼に最もふさわしい人物として、半井家を創立した半井明親を挙げたいと思う。

①教仙はいとこの隆直（二二四八—九八）から、一三世紀の人と思われ、最も古い。神祇官の家系であるが父隆文が出家し、教仙も僧である。ただ医師かどうか不詳である。

②允能は三位法眼を称したことで知られるが、父は上池院祖胤法印。『皇国名医伝・前編』の次の記事がよく引用される。「三位と称す。阪（坂）士佛の孫。医術俊拔、法眼に叙す。正長元年（一二二八）称光帝傷感を疾む。丹波幸基及寿阿彌皆其治を難す。（後小松）上皇乃ち允能に命じて方を進ましむ。且日熱大いに減じ、漸次消息して愈ゆ。永享三年（一四三三）將軍足利義教疾む。允能又之を治して効あり。家伝七十二方（京大富士川本で一七五種、杏雨書屋本で一四〇種）を輯録し、名なづけて瑠璃壺るりつぼと曰ふ」。服部敏良の日記研究では、一四三四年には既に法印で、三七年義教の怒に触れて逐電したという。『瑠璃壺』

は『三位法眼家伝秘方』と異り、産婦人科用薬は少ない。なお半井友竹院法印に『瑠璃壺』の著書（未見）のあることは、半井家への影響も推測させる。

③半井三位法眼の名は、第一〇一回総会で半井英江氏が紹介された『半井小草紙』の中の我朮湯がじゆつの記載に、「此方半井三位法眼家伝秘方、別シテ起請文ニテ相伝ノ方也」とある。遠藤次郎氏は『三位法眼家伝秘方』の我朮散の所に、半井を除くほほ同じ記述のあることを指摘（私信）、第一〇一回総会で同書は半井家に関連した医書と発表された。私がこの半井三位法眼を明親とする理由を述べたい。

『寛政重修諸家譜』によると、和氣明親（一五四七没）の邸の井戸に後柏原天皇が半井と命名、明親は姓を半井に改めたという。しかし一四五一年和氣明茂（一四〇〇―八三）が従三位に叙されたとき半井姓が記されており、半井は明茂に始まる（服部敏良）。明茂は一四七六年出家、七九年には半井二位入道常茂とある。明茂の子茂成は正三位であるが出家せず、その後明親の従三位（石野瑛、中外医事新報一二四七号）まで三位はおらず、明親の子明英

は正三位で入道したが、一五一八年の元服では二一年以前の著述は考えられない。明親は足利義政の寵を受け菊花の紋を賜わり、剃髪して澄玄と号したが僧位濫授の時代、幕府より法眼位の授与はあつたであろう。国分西忍の『藪明集』巻之十に「法眼家伝是東垣ノ流ナリ。（中略）彼法眼ハ中華ニライテ医学ヲ發明シ帰朝シテ（中略）アカガ子ノ人形モ此時ワタル」とあるが（遠藤次郎氏私信）明親は永正年間に渡明し、武宗帝（一五〇六一―一六）の病を治し、銅人形を持ち帰つた。人形は半井涼洙すうしゆに伝えられ、堺半井家に戦災まであつた（三木榮、基督教史学五輯）。以上から明親以外には考えられないのである。

④糟尾久牧（一五八八没）は八三年『三位糟尾法眼家秘方』を北条氏邦の許可を得て『三位法眼家秘方』を下敷に半年足らずで書き上げたと思われる。署名の法眼には三位はない。半井家との関係が推測される。

（清風園診療所・第二清風園医務部）